

No.78

ほうじん ナウ



編集
発行

公益社団法人 本庄法人会 埼玉県本庄市朝日町三丁目1番35号 本庄商工会議所2階
広報委員会 電話 0495(21)1065 FAX 0495(22)7898



開けゆく本庄



新年あいさつ

公益社団法人 本庄法人会
会長 真下 恵司



あけましておめでとうござい
ます。

皆様方にはお健やかに新年を
お迎えのこととお慶び申し上げ
ます。

日頃から本庄法人会の運営・
諸事業に対しまして深いご理解
とご協力を賜り厚く御礼申し上
げます。

さて、昨年を振り返りますと、
「富岡製糸場と絹遺産群」がユ
ネスコ世界遺産委員会にて世界遺
産一覧表に記載されました。こ
の世界遺産は、本庄市の絹遺産
群とも深い関係があります。世
界遺産は、富岡製糸場、田島弥
平旧宅、高山社跡、荒船風穴を
構成資産としています。

その中で、児玉町にある競進
社模範蚕室と高山社については、
競進社を創始した木村久蔵は高
山社を創始した高山長五郎の弟
にあたります。そして飼育法に
おいても高山社の「清温育」競
進社の「一派温暖育」そして田

島弥平旧宅の「清涼育」と近代
日本の養蚕業の進展に大きな役
割を果たしました。

また、富岡製糸場と本庄の繭
の関係は、「旧本庄商業銀行煉瓦
倉庫」(本庄市銀座)が明治五年
富岡製糸場設立に当たり、工場
長の尾高惇忠・渋沢栄一の義兄
が当時の本庄宿の有力者・諸井
泉右衛門らに依頼し、以降本庄
は日本屈指の繭の集積地へ成長
し、繭を貯蔵する煉瓦倉庫とし
て建設されたものです。

他にも養蚕農家の建物群「高
窓の里」(児玉町秋平)、神川町
出身の生糸貿易で財を築いた明
治時代の豪商・原善三郎氏の別
荘「天神山」(渡瀬)等、管内に
は、たくさん素晴らしい絹遺
産群があります。これらの建物
遺産を活用して新たな地域おこ
しをはかれればと思っております。

本庄法人会は、会員企業の繁
栄と地域の活性化を願い、今年
もさまざまな事業を行います。

皆様のご協力をお願いし、世
の大安と皆様のご多幸を心か
ら御祈念申し上げ新年のご挨拶
とさせていただきます。
ありがとうございます。

新年のごあいさつ

本庄税務署長 谷 仲邦夫



平成二十七年の年頭に当たり、
謹んで新年のご挨拶を申し上げ
ます。

公益社団法人本庄法人会の皆
様におかれましては、お健やか
に新春をお迎えのこととお喜び
申し上げます。

また、真下会長をはじめ会員
の皆様方には、税務行政全般に
わたり格別のご理解とご協力を
賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき
経営者をめざす者の団体」とし
て、恒例の「爆笑会」をはじめ
とする地域貢献運動や各種研修
会・講演会の開催など積極的に
会活動を展開されており、役員
並びに会員の皆様のご尽力に対
し、心から敬意を表する次第で
ございます。

さて、税務行政を取り巻く環
境は、少子・高齢化やグローバ
ル化が進展する中、消費税率の
引き上げ、調査手続きの法定化
個人事業者の記帳義務の拡大や

相続税の課税対象の拡大など、
大きな変革期を迎えております。
そうした中で、昨年十二月に

は恒例の「今年の漢字」に、「税」
が選ばれるなど、国民の税に対
する関心はますます高まってお
ります。

税務署といたしましては、納
税者利便の向上を図りながら、
このような変化に柔軟に対応し
た効率的な事務運営を図りつつ、
与えられた使命を着実に果たし
ていくためには、e-Taxを
はじめとするICT化を更に拡
大していく必要があると考えて
います。

そのため、本庄税務署では、
引き続きe-Taxの利用拡大
に取り組みほか、これまでは税
務署に來られて申告された方々
には、ご自宅のパソコンを使い
国税庁ホームページの「確定申
告書等作成コーナー」で簡単に
申告書が作成できることを積極
的にPRしていくこととしてお
ります。

会員の皆様方には、これまで
も税務行政のよき理解者として、
e-Taxの普及推進をはじめ
様々なご支援をいただいでまい
りましたが、今後とも一層のお

力添えを賜りますようお願い申
し上げます。

結びに、公益社団法人本庄法
人会のますますのご発展と各企
業のご繁栄並びに皆様のご健勝
を祈念して、新年のご挨拶とさ
せていただきます。

— ご予約受承り中 —

仲間と楽しく
各種パーティー
小人数から
大人数まで
貴方のご予算で
OK !!



埼玉県児玉郡上里町堤968
TEL 0495-33-0339
FAX 0495-33-9930



税務署からのお知らせ

本庄税務署

1. 申告期限及び納期限について

平成26年分申告所得税及び個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限及び納期限は、次のとおりになります。

申告所得税・・・・・・・・・・ 3月16日(月)

消費税(個人事業者)・・・ 3月31日(火)

2. 振替納税について

平成26年分の確定申告分に係る振替日は、

申告所得税・・・・・・・・・・ 4月20日(月)

消費税(個人事業者)・・・ 4月23日(木)

となっております。

3. e-Taxのご利用時間について

今年の24時間受け付けは、

1月13日(火)～3月16日(月)

(注) メンテナンス時間を除く

(メンテナンス時間は3月16日を除く、毎週月曜日0時から8時30分です)

4. ダイレクト納付について

事前にダイレクト納付する預貯金口座を税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告した後、ワンクリックで届出をした預貯金口座から即時に又は期日を指定して納付できます。

- ・ダイレクト納付が可能な税目は、源泉所得税、法人税、消費税等、申告所得税、酒税及び印紙税です。
- ・金融機関とのインターネット・バンキング契約は不要です。
- ・税理士が代理送信することも可能です。
- ・利用可能金融機関については、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。

5. 確定申告書は自宅で作成できます

確定申告期間中(2/16~3/16)は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に作成できます。作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、混雑した確定申告会場に行くことなく、郵送等で提出することができますのでご利用ください。また、作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で確認されるか、税務署にお尋ねください。

※医療費等の還付申告は、確定申告期間(2/16~3/16)の前から提出できます。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。

※e-Tax(電子申告)のご利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要となります。

6. 相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されます

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は次のとおりです。

- 遺産に係る基礎控除額が引き下げられ、相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されます。

【改正前】 $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$



【改正後】 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

〈例〉法定相続人が配偶者と子2人の場合

$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times 3\text{人} = 8,000\text{万円} \Rightarrow 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$

- 最高税率の引き上げなど税率構造が変わります。
- 小規模宅地等の特例の対象となる宅地の面積等が変わります。
- 未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。
- 非上場株式等の納税猶予制度について適用要件の緩和や手続きが簡素化されます。

今年も恒例の公益社団法人本庄法人会主催の第十七回地域社会貢献運動「落語鑑賞会」が、一〇月二九日本庄市民文化会館で開催されました。

例年にも増して、多くの方に会場へお越しいただき、会場前には長い列ができ、開場と同時に客席はほぼ埋まり、その後もたくさんの人達がお見えになり、大変盛況のうちに開演となりました。

定刻通り開会し、塚本副会長の開会挨拶に続き、真下会長が主催者代表として挨拶されました。引き続き、ご来賓の方々に紹介し、代表として谷仲本庄税務署長、吉田本庄市長、関根上里町長に挨拶を頂きました。そして、主催者の紹介の後、いよいよ落語会が始まりました。

はじめに、瀧川鯉津さんの落語、つづいて鏡味千代さんの

今年も恒例の公益社団法人本庄法人会主催の第十七回地域社会貢献運動「落語鑑賞会」が、一〇月二九日本庄市民文化会館で開催されました。



大神楽曲芸、三遊亭小円歌さんの三味線漫談で、会場は大いに盛り上がったところに今回のメインの桂米助師匠の落語、話の中にテレビでもおなじみの「突撃！隣の晩ごはん」の裏話をいれていた、会場の雰囲気は最高潮に達し、早くから並んでいた皆様方の疲れも癒されたことと思えます。

例年のことですが、管内の老人クラブや特別養護老人ホームの方々が、数多く来場され、大いに楽しんでいただけたかと思うと、開催をするにあたりお手伝いをした者の一人として、大変うれしく思いました。

真下会長の挨拶にもありましたが、法人会は地域のためにお役に立てる組織でありたいという思いを、強く感じました。また、来年も開催出来ますように、会員の皆様、よろしくお願い申し上げます。



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみなさまと共に歩んでまいりました。これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

埼玉支社 熊谷営業所/熊谷市筑波3-202
(ティアラ21 5F) TEL 048-521-0230

AIU AIU保険会社

埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
(シーノ大宮ノースウイング13F) TEL 048-650-7610

平成27年度税制改正要望活動を実施

一本庄市・美里町・神川町・上里町へ

さる11月7日、真下会長、副会長4名、事務局で、本庄税務署管内の地方自治体を訪問し、税制改正に関する提言書を提出した。提言は、効果を発揮し始めた安倍晋三政権の経済政策「アベノミクス」を、税制面からどう持続的成長に結びつけるかが中心テーマとなっています。デフレ脱却に向け物価が上昇傾向を示し、昨年4月の消費税引き上げの悪影響がほぼ一時的にとどまったといっても、景気の自律的な好循環構造を構築できなければ、強い日本経済の再生はできないからです。

特に重視したのは、法人実効税率引き下げです。税率は依然として欧州やアジアの主要国と比べると高いままです。合わせて、アベノミクス効果が十分に浸透していない中小企業についても、成長を促す税制措置を求めています。

他に、規制改革については、今後の制度設計が何より重要である。また、社会保障と税の一体改革では、社会保障制度の抑制と持続可能な社会保障制度の確立と税制健全化の両立が最重要課題であると求めました。

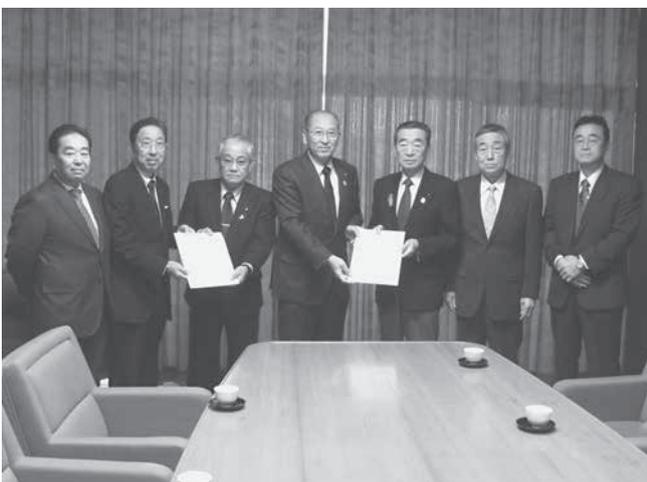
そして、要望の実現に向けて本庄法人会は、要望活動を展開しました。



本庄市 吉田市長・阪上市議会事務局長へ



美里町 原田町長・岡田議長へ



神川町 清水町長・小井戸議長へ



上里町 関根町長・植原議長へ

企業紹介

やんぱる

法人

プロファイル



会社名

有限会社 TKくらぶ

代表者

代表取締役

神谷 司

所在地

〒367-0224

埼玉県本庄市児玉町高柳

八七〇一

事業内容

サーキット走行会企画運営請負/自動車売買整備/タイヤ・部品等販売/オリジナルパーツ開発/故障車検レッカー/修理板金紹介



しゃいん
ナウ

株式会社
カネザワ

田村 真哉

好きな言葉……意志あるところに道はある
趣味……テニス、スポーツ観戦

私たちがカネザワは、自然素材を使い、高い断熱性能で省エネルギーな健康住宅を造っています。昨秋には、ショールーム併設の新社屋も完成しました。是非、お出かけ下さい。

会社の抱負

本庄市にある本庄サーキットはご存知でしょうか。本庄サーキットをはじめ、関東地方にある富士スピードウェイ・筑波サーキットなどで一般のお客様が『特別なライセンス無し』で走行を楽しめる『サーキット練習会・走行会』と言うものを企画運営しております。一般の方が対象であり、皆様でもご自身の車で走行していただけます。車の運動会をイメージしてください。ただし、車で走るとなると危険も伴います。現場で走る上のルールや他者への気遣いなど必要です。雰囲気も柔らかくしたいです。そういった全ての内容で日本一を目指して二十二年になる会社です。

アピールしたい事

重視しているテーマは

『安全・安心・楽しい』

走行会は主催者だけで現場の空気が大きく左右されます。安全に走れる環境であるからこそ安心して走行できる。安心

しているからこそ楽しい！

『安全・安心・楽しい』この三つのバランスを日々磨く事でお客様に長く愛していただけるのではないかと考えます。

見学歓迎です！

TKくらぶの主催する練習会や走行会は見学料無料です。スケジュールをチェックしてご家族で一度見学に訪れてください！
<http://tkclubflips.jp/>



二代目登場

『安心のお菓子を
提供します』

有限会社 菓子処たかはし



野澤 諭志

法人会の皆様いつもお世話になっております。弊社は美里町で和菓子の製造、小売業を営んでおります菓子処たかはしです。町をはじめ地域のお客様の御愛顧のおかげで創業六十余年を迎える事ができました。

当店では町の特産品であるブルーベリーをはじめ、地場の材料を用いた安心安全な和菓子を作っております。また四季折々の変化を感じられるような見た目にも楽しい菓子作りにも力を入れています。これからも、お菓子を通して地域に貢献できるように一層邁進して参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

平成26年度納税表彰式



納税表彰式



本庄税務署長納税表彰
常任理事 狩野 輝昭 氏

税を考える週間行事の一つとして恒例の納税表彰式が去る十一月十一日に本庄商工会議所大ホールにて行なわれました。

多年にわたり法人会役員として、税務行政に貢献と功績が認められ、本庄法人会常任理事の狩野輝昭氏が本庄税務署長納税表彰を受彰されました。おめでとうございます。

こちら取材班

テーマ

「あなたの健康法」



木村工業株式会社
木村 芳雄

Q1 どんな健康法をお持ちですか

ゴルフが趣味ですので長く楽しむ様体を柔らかく保つようストレッチをして肩甲骨と股関節を柔軟にしています。温泉に入る事も心掛けています。

Q2 どのくらいゴルフを月に三回位です。

とにかくゴルフを長く楽しみたいと思います。



青年部会



「税」

青年部会部会長

伊田 猛彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、去年の世相一文字漢字は法人会ともっとも関わりのある「税」でした。我々、青年部会が租税教育活動を通じてこの「税」が社会全体を支えている財源であると子供達に理解してもらい「取られる」という感覚から「納める」に意識を変えていく教育を目指さなければなりません。自分達が教えた子供達が大人になり、またその世代の子供達に教えて行く事となるように本庄法人会青年部会独自の社会貢献活動を目指し、より多

くの人達に知ってもらえるように青年部会一同、本年も頑張ります。

結びにあたり、本年も本庄法人会青年部会のお引き立ての程よろしくお願い申し上げます。

年頭にあたり皆様のご健勝とご発展を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。



女性部会



新年のいあひかり

女性部会部会長

竹中 邦江

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には穏やかな新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。

女性部会の活動にご協力いただきありがとうございます。

昨年は日本中のあちこちで自然災害が起こり大きな被害がありました。今年は静かな年になってほしいと思います。

昨年の税務研修会は、本庄税務署法人課税部門上席国税調査官の藤田祐子様を講師に「地方税と国税 地方創生について」と題してご講演をいただきました。女性同士ということで税の話を解りやすくお話ししていただきました。

今年は二月六日（金）埼玉グラインドホテル本庄を会場に、本庄

主管により北部ブロック四法人会合同研修会が開催されます。

駅弁マイスターの三浦由紀江氏による講演会や、坂田早苗氏によるシャンソンのミニコンサートなど、楽しい会になると思います。皆様のたくさんの参加お待ちしています。

楽しくて有意義な会になるようにご協力お願いいたします。

新しい年がすばらしい年でありますように祈念し新年のあいさついたします。



公開演奏会 荒馬座公演



去る、12月2日、埼玉グランドホテル本庄において、公開演奏会が開催されました。

今回で3回目となります公開演奏会は、民族歌舞団の荒馬座にお願いしました。

「日本の太鼓や踊り・歌で明日も元気に」をテーマに日本全国の民俗芸能の中から、演目◆エイサー、◆獅子舞、◆荒馬踊り、◆ソーラン節、◆ぶち合わせ太鼓を公演していただきました。

公演では、会場の人たちを交えて一つになり、たいへん盛り上がりました。

新会員ご紹介

支部名	事業所名	所在地
本庄	(株) E A T	本庄市銀座3-3-25
	(株)シー・エムコーポレーション	本庄市田中109-1
	(株) グ ラ ン ロ ッ ソ	本庄市若泉1-3-18
	土地家屋調査士 塚本事務所	本庄市栗崎18番地
	(有) ス タ イ ル	本庄市けや木1-1-19
	(有) 利 根 商 会	本庄市久々宇699
	(株)みどり園造園土木	本庄市小島1-8-25
	(株) タ カ ハ シ	本庄市栄2-2-57
	(株)ハンティングフィールド	本庄市北堀1522-1
	児玉	(有) T K く ら ぶ
高橋幸一税理士事務所		本庄市児玉町児玉1268-3
上里	(株) ユ ー ア ー ル	上里町七本木3555-29

みんなのひろば

神川



「みんなが家族」という
理念から地域がつながる福祉へ

NPO法人(特定非営利活動法人)かたくり

副代表理事兼施設管理者 鶴生川 和幸

私達は十一年前、障がい児保育・障がい児教育・保育所・障がい者施設・老人施設や医療機関に携わってきた者同士が集まり、各自の経験と培ってきた人間関係や技術を活かし、障がいがある無しに関わらず、誰もが共に生活出来る地域福祉の場を求めて、神川町(旧神泉村)で福祉活動を始めました。現在、生活サービスステーション「かたくり」として、障がい児・者の生活をサポートする「埼玉県障がい児・者生活サポート事業」、障がい者の就労支援をする「埼玉県精神障がい者社会適応訓練事業」、高齢者の生活支援をする「訪問介護事業」、そして高齢者の日中の生活の場として、デイハウス「かた籠」の「通所

介護事業」を十二名の職員で行っています。また、その他の福祉活動として地域交流企画事業で、年に六回の「かたくりクラブ」を行い、講演会や演奏会、旅行などを企画して、かたくり会員と共に取り組んでいます。開設当初からの「福祉のパンや『かたくり』」は福祉畑で学んだ知識でパンの製造販売を行い、今日まで地域の皆様に支えられながらやっていくことが出来ました。年々この地域では、高齢化が進み、全体的な人口も減少傾向の中で、独居暮らしの人も増えています。私達は「みんなが家族」という理念の基、私達に出来る地域福祉を今後も取り組んでいきたいと思っています。また、私達の思いが地域活性化の担い手の一つになることが、NPO法人(特定非営利活動法人)の役割だと考えています。すべての人達がお互いに支え合いながら生きる地域社会を目指して、今後も福祉の分野で頑張りたいと思います。

上里

「庭園鉄道」

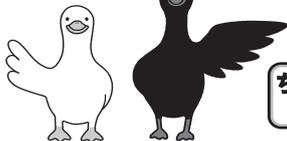
松本 正宣

十年前頃から使わなくなった板金機械を解体し、部品を使用して造る十五インチ庭園鉄道をつくりました。もともと板金の仕事をしていた経験から物をつくるのが好きでした。上里町のワープフェスタに出したところ大変子供に喜ばれました。機会があれば出張したいと思っています。お役に立てればありがたいです。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1

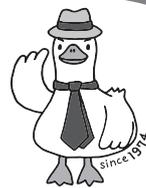


ちゃんと応える
医療保険
NEVER

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

心配な
「がん」の
備えに

生きるための
がん保険
Days



新登場!!

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 埼玉総合支社
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル14F TEL:048-645-0861 FAX:048-645-1380

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

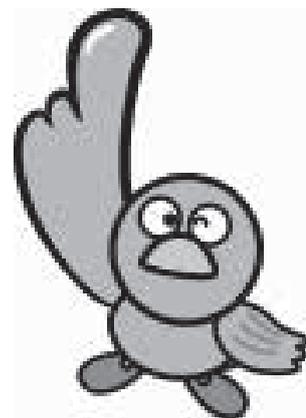
AF法推-2014-0035-1501504 8月26日

〈埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです。〉

平成27年度に個人住民税の 特別徴収未実施の事業所を原則として 特別徴収義務者に指定します。

- 1 所得税の源泉徴収を行っている事業所の皆様には、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。これを特別徴収といいます。

平成27年6月支払給与分からは原則として全ての事業所に特別徴収していただきますので、該当する会員の皆様にはご準備をお願いします。



- 2 特別徴収義務者に指定する対象者（事業所）は、所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者です。

埼玉県のマスコット「コバトン」

※1. 次の理由【A～E】に該当する場合は、普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。（当面、普通徴収が認められます。給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を提出してください。）

- A. 総従業員が2人以下の事業所
- B. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）
- C. 給与が毎月支給されていない方（不定期受給）
- D. 専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）
- E. 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方

※2. 前記の他、次の方は給与支払報告書により市町村で決定します。

年間の給与所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の方（均等割の非課税基準につきましては、各市町村により異なります。）

この取組については、県個人県民税対策課（048—830—2647）に、具体的な手続きについては、従業員の方がお住まいの市町村個人住民税担当課にお問い合わせください。

「会社行事」は、時短を促す

(株)アルティスタ人材開発研究所 玄間 千映子

年末年始は普段の仕事でも一段落が求められ、1年の中でも一番業務が立て込んでくる時です。そんな中、やれ社員旅行だ、忘年会だ、新年会だというように会社行事が連なってくると、ついつい「そんなの、仕事じゃないでしょ!」と言いたくなる気も分からないわけでもありません。しかしもし、こういう会社行事に参加することが自分の仕事の効率アップに繋がってくるとしたならば、きっと参加する気持ちも変わってくるのではないのでしょうか。

実はそうなのです。会社全体で親睦を図るなどと言うのは欧米では珍しい現象なので、団体主義とか、ライフワークバランスを乱す元とか言われ日本の組織では催行に弱気になっている所もあるようですが、「世界の常識は、日本の非常識」と言われるように、欧米他国と日本とでは、「得意な働きの型」が違います。

欧米社会はフロー型、つまりマニュアル型。流れ作業的に言われたことを寸分違わずすることを社員に求め、当人達もそういう活動を疑問なく「働き」と受け止め行います。しかし日本の場合は、自分の頭で考えるという試行錯誤型であることを会社は社員に求めるし、社員の方も定型活動よりも試行錯誤を好む傾向が強いのです。もちろん人間ですから、欧米人であろうと日本人であろうと、いずれの型の思考も行います。しかし、“得意”が違うのですね。

たとえば料理する場合、味付けという作業がありますが、この活動を料理ブックの指示通りに行うのをフロー型(マニュアル型)とするならば、本など見ずに砂糖や塩など調味料を加減しながら試行錯誤で行う場合もある、ということです。

ところで後者の場合、最初にどんな味にするかをイメージできていなければ、その味にたどり着くことはできません。これは日頃の活動でも同じです。裏返して言えば、「試行錯誤型」は、最終結果に抱いている「出来映え」に“何を描くか”によって“活動そのもの”が左右されるものでもあり、それを間違えると失敗する確率も高いのです。

失敗した結果、生じることは手間が掛かる割に実入りのない「やり直し」という、活動です。この一番避けるべき活動の発生率を低めるためには、ゴールが抱く「出来映え」をバシッと描く訓練が欠かせません。その訓練に必要なのが、あらゆる角度から自分の仕事に関わる人々に触れ、彼らの仕事や考えを知ることです。

会社や上司は必ずしも、その時の利益だけを狙っているわけではありません。ある時は、利益を度外視してでも、「取りたい仕事」というのがあのです。会社にとって見れば、投資ですね。自分が預かっている仕事に、上司や組織は何を求めているのかを経営者目線で眺めるクセを付けましょう。その要望に一度でバシッと決めることができるようになるには、会社が行う様々なイベントは格好の情報集めの場なのです。会社行事は試行錯誤型活動には活動効率アップに必至なアイテムだったのです。自分の仕事の時短に繋げるため、会社行事には率先して関わるのがプラスです。

☆＝筆者紹介＝＝☆

玄間千映子 (げんま・ちえこ)

(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。
財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本大学大学院非常勤講師、(財)港湾空間高度化環境研究センター監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。



平成二十六年及び二十七年

税のごよみ

申告期限や納期限が土曜・日曜の場合は月曜日に、祝祭日の場合は翌日になります。

【2月】

○2日：11月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税、復興特別法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

○2日：源泉徴収票、支払調書等の提出期限

○10日：1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限

【3月】

○2日：12月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税、復興特別法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

○10日：2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限

○16日：平成26年分所得税の確定申告の申告期限及び税額の納期限

○16日：個人の青色申告の承認申請の申請期限

○16日：贈与税の申告期限及び税額の納期限

○31日：1月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税、復興特別法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

【4月】

○10日：3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限

○30日：2月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税、復興特別法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

【5月】

○11日：4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限

【6月】

○1日：3月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

○10日：5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限

○30日：4月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

(主な税務手続き等について記載してあります)

編集後記

新年あけましておめでとうございます。ほうじんナウ第78号が、無事発行となりました。ご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

今年、アベノミクスの下で消費税増税が見送られ、法人実効税率を引き下げるとの政府の方針が出ております。今後の税制改正には目が離せない国民的関心事となっておりますことでしょう。今年一年、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。



法人会のビジネスガード Business Guard

AIU保険 Member of AIG

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

- 政府防災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**
- 企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**
- 火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**
- 個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

埼玉支店

〒330-0854
さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウイング13階
TEL.048-650-7610

この広告は保険の概要を説明したものです。「地震対策プラン」につきましては、一部お引越できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。